



重要キーワードの 総 特 訓

今年度本試験で、出題の可能性が高い重要なキーワードを「穴埋め式」の形式で総まとめします。本試験会場に持っていき、特に午前中の選択式試験の開始直前まで確認できるようにしましたので、ご活用ください。



社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)

労働基準法

- 01 労働条件は、労働者が を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- 02 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、 は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
- 03 使用者は、労働者の を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。
- 04 使用者は、労働者が女性であることを理由として、 について、男性と差別的取扱いをしてはならない。
- 05 使用者は、労働者が に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された を変更することができる。
- 06 この法律で「労働者」とは、 の種類を問わず、事業又は事務所（「事業」という）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
- 07 この法律は、 を使用する事業及び家事使用人については、適用しない。
- 08 この法律で「使用者」とは、事業主又は その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

A：人たるに値する生活 B：労働関係の当事者 C：国籍、信条又は社会的身分
D：賃金 E：労働時間中 F：時間 G：時刻 H：職業 I：同居の親族のみ
J：事業の経営担当者

- 09 この法律で「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、Aとして使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。
- 10 この法律で平均賃金とは、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前Bにその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間のCで除した金額をいう。ただし、その金額は、次の一によって計算した金額を下ってはならない。
- ①賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額のD
- ②賃金の一部が、月、週その他一定の期間によって定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と①の金額の合算額
- 11 法15条1項（労働条件の明示）の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約をEすることができ、この場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約Eの日からF以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。
- 12 使用者は、労働契約の不履行についてGを定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。
- 13 使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金をHしてはならない。
- 14 使用者は、Iに附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。
- 15 労働者が、退職の場合において、使用期間、J、その事業における地位、K又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。
- 16 使用者は、あらかじめ第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくはLに関する通信をし、又は15及び法22条2項の証明書にMを記入してはならない。
- 17 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、N以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属するOを返還しなければならない。
- 18 賃金は、P以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただしQに支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金については、この限りでない。

A：労働の対償 B：3か月間 C：総日数 D：100分の60 E：解除 F：14日
G：違約金 H：相殺 I：労働契約 J：業務の種類 K：賃金 L：労働組合運動
M：秘密の記号 N：7日 O：金品 P：毎月1回 Q：臨時